

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせに付します。
令和7年11月12日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局群馬県情報通信部長
石渡 一成

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 通信機器等処分
- (2) 数 量 及 び 規 格 仕様書のとおり
- (3) 引 渡 場 所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部
- (4) 履 行 期 限 令和8年1月30日(金)
- (5) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、4(2)の提出期限までに提出すること。
- (6) 電子調達システムの利用
本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙による見積書の提出ができるものとする。

2 見積合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」の許可及び同法第14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可を有する者であること。 履行場所所在地の許可証の写しを、「4 見積書等提出方法及び締切日時」に示した期日までに提出すること。 提出がない者の見積書は受理しない。

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場 所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
関東管区警察局群馬県情報通信部 通信庶務課 (群馬県警察本部8階)
問合せ先 電話番号 027-243-0110(代表)
Mail gunma.CGA@npa.go.jp
- (2) 交付方法 本公告日から3(1)に示す場所において交付する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS))<https://www.p-portal.go.jp/>から入手することもできる。
- (3) 日 時 令和7年11月12日(水)から令和7年12月2日(火)まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く。)

4 見積書等提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
なお、見積書作成にあたっては、事前に処分物品の現物又は写真を確認すること。
- (2) 日 時 令和7年12月2日(火) 12時00分

5 見積合わせ日時

令和7年12月2日(火) 14時00分

6 支払条件

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

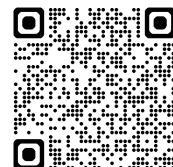
7 その他

- (1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、1円未満の端数がある場合は切捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合せ先

- (1) 契約に関すること 関東管区警察局群馬県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 027-243-0110
- (2) 仕様書に関すること 関東管区警察局群馬県情報通信部 通信庶務課 資材係
電話番号 027-243-0110

調達ポータルリンク先



見 積 合 わ せ 事 項 書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局群馬県情報通信部長 石渡 一成

2 業務内容

(1) 件 名

通信機器等処分

(2) 作業内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年1月30日（金）

(4) 引渡場所

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県警察本部

3 見積りの方法

(1) 見積りは、本業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積合わせの後、契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（消費税金額を含む）を提出しなければならない。

なお、見積書の提出時に、消費税金額を含む見積内訳書の提出を行ったものは、再度の提出は求めない。

4 契約の相手方の決定方法

(1) 見積依頼書等に従い見積書を提出した者であって、見積依頼書等にした要件を全て満たし、見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同額の見積りを行った者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に基づき参加者にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。また、当該参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、契約事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定する。

(3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に通知するほか、見積合わせに参加し契約することにならなかった者には、契約業者と契約金額を公表する。

5 参加者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準

ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承諾が得られていること。

- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」の許可及び同法第14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可を有する者であること。

履行場所所在地の許可証の写しを、「4 見積書等提出方法及び締切日時」に示した期日までに提出すること。提出がない者の見積書は受理しない。

6 見積書提出場所等

- (1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時

場 所 下記期間中に、「電子調達システム」で行う。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、見積依頼書3にて交付を行う。

日 時 令和7年11月12日（水）から令和7年12月2日（火）まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く。）

- (2) 見積書等の提出場所及び期限

場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、見積依頼書3に示す場所に、下記期限までに提出しなければならない。

期 限 令和7年12月2日（火） 12時00分まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く。）

- (3) 見積合わせ日時

令和7年12月2日（火） 14時00分

- (4) 見積書の提出方法

ア 見積書の提出は、6(2)によること。ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。

イ 見積書の様式は問わないが、別紙ー1の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

ウ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

エ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

- (5) 見積書の無効

ア 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

イ 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

(ア) 金額を訂正した見積書

(イ) 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

(ウ) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

(エ) 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

(オ) 見積書の提出期限までに到達しなかった見積書

- (6) 見積合わせ

ア 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

イ 見積合わせは、見積合わせ日時に非公開で行う。

ウ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価

格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

7 契約保証金
徴収免除

8 契約書作成の要否
産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書の作成を要する。

9 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、必要な場合は、参加者に対し追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

10 電子調達システムに関する問合せ先
調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク
電話 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（I P 電話等をご利用の場合）

時間 平日9:00～17:30

（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局群馬県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 通信機器等処分

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金									

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日

作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局群馬県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 ○○○○○○○○○○

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	*	*	*	*	*	*

↑金額の頭に¥マークを入れる。

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

同額となった場合のくじに使用するため、任意の番号3桁を記載すること。

仕 様 書

- 1 件 名 通信機器等処分 一式
- 2 廃棄処分物品 別紙「処分物品一覧表」のとおり
- 3 引渡場所
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県警察本部 (作業時間8:30～17:15)
- 4 見積合わせに参加する者に必要な資格
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」の許可及び同法第14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可を有する者であること。
- 5 一般仕様等
 - (1) 業務の遂行にあたっては、本仕様書、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)及びその他関係法令を遵守すること。
なお、本委託契約は書面により行う。
 - (2) 収集・運搬作業は、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)A票及びB2票の提出をもって、群馬県情報通信部(以下「当部」という。)の確認を受けること。B2票にあつては、収集・運搬作業の終了後、速やかに当部へ提出すること。
処分作業は、作業報告書及びマニフェストD票の提出をもって当部の検収とする。本票にあつては、処分作業終了後、履行期限内に当部へ提出すること。
マニフェストE票は、履行期限後での提出も可とするが、最終処分終了を記載した内容を転記して、速やかに当部へ提出すること。
 - (3) 見積書を提出するにあたって、事前に処分物品の現物又は写真を確認すること。
- 6 履行期限 令和8年1月30日まで(作業報告書及びマニフェストD票の提出)
- 7 作業内容
 - (1) 引渡場所に作業員を派遣し、群馬県情報通信部担当係官(以下「係官」という。)立会いの下、廃棄処分物品を搬出すること。
 - (2) 作業員は、廃棄処分物品を処理施設まで運搬し、廃棄処分を行うこと。
 - (3) 廃棄処分は、係官立会の下で、原形が識別できない程度に細かく破砕すること。
 - (4) 家電リサイクル法が対象とするテレビ(別紙、事務用品③)が1個あるため、家電リサイクル券を用意すること。
 - (5) 作業の写真(収集運搬の開始前・収集運搬中・収集運搬後・処分前・処分で・処分後)を撮り、作業報告書に編綴の上、履行期限内に当部へ提出すること。
 - (6) 作業の実施にあたっては、以下の事項を遵守すること。

ア 事前に係官と十分に打合せ等を行い、警察業務に支障を与えないよう留意すること。

イ 事故等が発生した場合には、係官に速やかに報告すること。

なお、復旧等に必要な費用が発生した場合には、原則としてその費用は受注者の負担とする。

ウ 廃棄処分物品の引渡場所等において、必要がある場合には、養生、清掃及び整頓を確実に行うこと。

エ 作業中に廃棄処分物品の引渡場所の周辺にある機器、施設内の設備等（以下「既設物」という。）に損傷を与えないよう留意すること。

なお、既設物に損傷を与えたとき、また作業従事者及び第三者に対して損害を及ぼしたときは、速やかに係官に報告するとともに、受注者はその補償を行うこと。

オ 廃棄処分物品の引渡場所における作業は、引渡場所における業務に支障を与えないよう十分留意すること。

8 検査

作業報告書及びマニフェストD票の検査合格をもって当部の検収とする。

9 支払条件

検査に合格後、適法な請求書を受領した日から30日以内にその対価を受注者に支払うものとする。

10 協議

本仕様書に記載されていない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、係官と協議すること。

処分物品一覧表

別紙

整理番号	品名・規格	数 量	備 考
1	通信機器①	1 個	
2	通信機器②	1 個	
3	通信機器③	1 個	
4	通信機器④	3 個	
5	通信機器⑤	2 個	
6	通信機器⑥	3 個	
7	事務用品①	1 個	
8	事務用品②	1 個	
9	事務用品③	1 個	家電リサイクル 対象
10	事務用品④	4 個	
11	通信機器⑦	5 個	
12	通信機器⑧	1 個	
13	通信機器⑨	1 個	
14	通信機器⑩	1 個	
15	通信機器⑪	1 個	
16	通信機器⑫	1 個	
17	通信機器⑬	1 個	
18	通信機器⑭	1 個	
19	通信機器⑮	1 個	
20	通信機器⑯	1 個	
21	通信機器⑰	3 個	
22	通信機器⑱	1 個	
23	通信機器⑲	1 個	
24	通信機器⑳	2 個	
25	通信機器㉑	2 個	
26	通信機器㉒	1 個	
27	通信機器㉓	1 個	

処分物品一覧表

別紙

整理番号	品名・規格	数 量	備 考
28	通信機器②④	1 個	
29	通信機器②⑤	1 個	
30	通信機器②⑥	1 個	
31	通信機器②⑦	2 個	
32	通信機器②⑧	4 個	
33	通信機器②⑨	1 個	
34	通信機器③⑩	2 個	
35	事務用品⑤	1 個	
36	事務用品⑥	1 個	
37	事務用品⑦	4 個	
38	事務用品⑧	1 個	
39	事務用品⑨	2 個	
40	事務用品⑩	1 個	
41	通信機器③①	1 個	
42	通信機器③②	1 個	
43	通信機器③③	1 個	
44	通信機器③④	1 個	
45	通信機器③⑤	1 個	
46	通信機器③⑥	3 個	
47	通信機器③⑦	1 個	
48	通信機器③⑧	1 個	
49	通信機器③⑨	1 個	
50	事務用品⑪	2 個	
51	通信機器④⑩	1 個	
52	通信機器④①	1 個	
53	通信機器④②	1 個	
54	通信機器④③	1 個	

処分物品一覧表

別紙

整理番号	品名・規格	数 量	備 考
55	通信機器④④	1 個	
56	通信機器④⑤	1 個	
57	通信機器④⑥	1 個	
58	通信機器④⑦	1 個	
59	事務用品⑫	2 個	
60	通信機器④⑧	8 個	
61	作業衣①	1 着	
62	作業衣②	2 本	
63	作業衣③	6 個	
64	作業衣④	1 着	
65	作業衣⑤	1 本	
66	作業衣⑥	2 着	
67	作業衣⑦	2 本	
68	通信機器④⑨	30個	
69	通信機器⑤⑩	30個	
70	廃プラスチック	1 式	
71	鉄くず	1 式	